

高知工業高等専門学校公開講座規則

制 定 平成 4年 4月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校学則第58条第2項に基づき、高知工業高等専門学校公開講座(以下、「公開講座」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 公開講座は、高知工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育・文化・産業の向上発展に資することを目的とする。

(開設の時期及び場所)

第3条 公開講座は、授業に支障を来さない時期に開設するものとする。

2 公開講座は、本校の諸施設を使用して実施する。ただし、必要がある場合には、校外で実施することができる。

(講師等)

第4条 公開講座の講師は、本校の教職員とし、校長が委嘱する。ただし、必要がある場合は、校外の学識経験者等を講師等として委嘱することができる。

(講習科)

第5条 公開講座の講習料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)第14条に定める額とする。

2 既納の講習料は、還付しない。

(修了証書)

第6条 公開講座において、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与することができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、地域連携センター運営委員会で協議の上、校長が決定する。

(事務)

第8条 公開講座に関する事務は、当該実施学科及び総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成4年4月23日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。